



今月のテーマ いろいろな納税方法について

これまで税金を納めるという行為は、紙の納付書を金融機関に持参して手続きするのが一般的でした。現在の税務は e-Tax を使った電子申告が広く普及し、更に電子マネー等の登場により電子決済の垣根が下がったことで、納税手続きについて紙の納付書を使わない選択肢が用意されています。今回はいろいろな納税方法についてご紹介いたします。

1. 国税の納付方法

税金を納める方法としては、税務署や税理士事務所から送られてくる納付書を金融機関の窓口で支払うというのが一般的です。特別な手続きがなくシンプルな方法ではありますが、金融機関の混雑状況によっては時間のロスが発生しますし、不測の事態で金融機関に行くことができないときは納期限に間に合わないことも考えられます。そうした問題を解決する一助として下表のような納税方法が役に立つかもしれません。

	ダイレクト納付	インターネット バンキング納付	クレジットカード 納付	コンビニ納付 (QRコード)	コンビニ納付 (バーコード)	振替納税
内容	e-Tax により預貯金口座から振替により納付	ネットバンキング等から納付	専用サイトからクレジットカードで納付	コンビニエンスストアのレジで納付		預貯金口座から振替により納付
利用可能税目	原則として全税目					申告所得税 個人の消費税
利用可能額	利用可能金融機関が定める取扱可能金額桁数		1度の手続きで1千万円未満、かつ、カードの決済可能額以下の金額	30 万円以下		制限なし
利用可能金融機関	国税庁 HP へ	ページが使える金融機関	Visa/JCB Mastercard AmericanExpress、 DinersClub TS CUBIC CARD	Loppi 端末又は Fami ポート 端末設置店	対応コンビニエンスストア	一部のネット銀行は使用不可
利用可能時間	e-Tax の利用可能時間内、かつ、金融機関のシステム稼働時間内		24 時間	コンビニエンスストアの営業時間内		—
手数料	不要		納付税額に応じた決済手数料	不要		
領収書	不発行					
納付までの流れ	e-Tax の利用開始手続		国税クレジットカードお支払いサイトにアクセス	国税庁 HP 又は e-Tax で QR コードを作成	一定の場合に税務署から送付又は交付されるバーコード付納付書を使ってレジで納付	書面又はオンラインによる振替依頼書の提出
	ダイレクト納付利用届出書を所轄税務署に提出	ネットバンキング口座やモバイルバンキング口座の開設	所定のフォーマットに入力し、クレジット決済	上記端末でバーコード(納付書)を出力しレジで納付		振替期日に引落

※ コンビニエンスストアで納付する際にはクレジットカードや電子マネーは使用できません。

※ インターネットバンキング納付の場合、同じ情報を使って ATM で納税することもできます。

※ 振替納税の場合、指定した預金口座の残高不足に注意が必要です。

2. 地方税の納付方法

地方税の納付についても、国税とほぼ同じ方法が設けられています。ただし、利用することができる税目が限られているなど、同じ税目であっても市区町村側がシステムに対応していないために利用することができない場合がありますので、事前の確認が必要です。